発行：鳳来中部自治振興事務所　令和８年１１月１６日

※団体の皆さんが新年度４月からすぐに活動が始められるように、交付金の**『募集・審査を前年度に前倒して実施』**することに変更となりました!!

令和9年度 鳳来中部地域自治区

地域活動交付金事業 募集のご案内です。

「地域の課題解決」や「地域の活性化」のために市民が主体的に取り組む活動を応援する地域活動交付金を活用して、あなたもまちづくりのための地域活動に挑戦しませんか？

募集期間　令和8年12月1日(火)～1月11日(月)

令和９年度予算案が新城市議会で承認されない場合は、募集中止となりますのでご了承ください。

交付金額　300,000円(上限)

交付金の上限額は1事業あたり30万円です。

地域活動交付金はこんな活動に利用できます!!

①景観づくりや環境保全 不法投棄防止活動、地域の美化活動、花壇の整備など	②安心安全な地域づくり 交通安全マップの作成、啓発活動、教室の開催など	③伝統、文化の継承 歴史資源の保存整備、伝統行事継承のための資材購入など
④こどもの健全育成 子育て支援行事の開催、世代間交流事業の開催など	⑤保健、医療福祉の向上 健康づくり講座の開催、高齢者の生活支援活動など	⑥特性を活かした活性化 ボランティアガイドの活動、移住定住のための交流会など

活動の目的が①から⑥に該当するものが地域活動交付金の対象事業となります。

「地域活動交付金」事前相談受付中!!

【お問い合わせ】
鳳来中部自治振興事務所(鳳来総合支所内)
電　話／0536-22-9932 ＦＡＸ／0536-32-1170
E-mail／hourai-jichi@city.shinshiro.lg.jp



1. 応募資格・要件

次の要件すべてに該当する団体が対象となります。

① 16歳以上の者が、3名以上参加する団体
② 政治活動、宗教活動または営利活動を目的としていない団体
③ 暴力団でない団体、暴力団員と関係の無い団体

対象となる団体は、行政区、組組織、地域コミュニテイ組織、公民館、子供会などの地縁に基づく団体や、ボランティア組織、NPO などの市民活動団体などがあります。

2. 対象事業

鳳来中部地域自治区の区域内(※)の地域が抱える課題に対して、団体が自発的に解決に取り組む事業や地域活性化のために市民が主体的に取り組む事業で、以下の項目のすべてに該当するものが対象となります。

① 交付金の交付決定の日から令和10年3月末までに行われる事業
② 目標、計画が明確な事業

※鳳来中部地域自治区の範囲は長篠西・本郷・内金・富保・蔵平・小川・栗衣・大平・本久です。
※営利活動、宗教活動、政治活動を目的とした事業や、公序良俗に反する事業、特定の個人や団体が利益を受ける事業、他の制度から補助金などの交付を受ける事業は交付対象となりません。(事業を行うための参加費や寄付金等を徴収することは可能)

3. 交付金額

交付金額は、地域協議会が事業内容を審査し市長が決定します。

交付金の補助率・・・・補助対象経費に対して100%以内

1事業の交付上限額・・・・30万円

※申請金額からの減額や条件を付けて交付決定等を行う場合があります。
※審査の結果、条件を満たした団体は全て採択となります。そのため、採択される事業の合計額が予算額を超過する場合は、超過した金額を各事業の申請額の割合に応じて減額させていただきます。

4. 交付対象経費

交付の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費です。
(報償費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、委託料、原材料費、賃借料等)

【交付対象とならない経費】

① 団体及び団体の構成員の事務所、施設、設備等の維持管理費
② 用地取得費
③ 団体の構成員に対する食糧費(作業時又は会議時のお茶代を除く。)
④ 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確にできない経費
⑤ ポイント又は商品券で支払った経費
⑥ その他市長が社会通念上適当でないと認めた経費

5. 審査方法・審査基準

審査は、鳳来中部地域協議会が、書類及び公開審査でのプレゼンテーション(審査委員や一般傍聴者の前で事業内容等の説明をすること)に基づき行います。結果は後日、交付金交付決定通知書にて通知します。

公 開 審 査　　**実施：令和9年2月12日㈮予定**

・申請書を出しても公開審査に参加できない場合は交付の対象とはなりません。
・総事業費が10万円未満の団体は、プレゼンテーションを省略することができます。

※感染状況等やむを得ない状況により、審査会を開催せず書面による審査となる場合があります。

≪審査基準の項目と視点≫

審査は次の評価項目と審査の視点で行います。

評価項目	審 査 の 視 点
公益性	・ 地域にとって必要な事業であり、適切な規模であるか。 ・ 特定の個人や団体の利益にとどまらず、多くの住民に利益を提供するものか。 ・ 地域計画に記載されているなど、課題解決や地域の活性化につながるものか。 ・ 地域住民の理解が得られているか。
実現性	・ 計画内容、実施体制が十分に整えられているか。 ・ 収支計画は、十分練られているか。 ・ 関係機関、団体の許可、地権者の承諾など得られているか。
継続・発展性	・ 継続性、発展性があるか。 ・ 継続できる組織体制となっているか。 ・ 達成目標や、達成期限を明確にしているか。

6. 事業成果の報告

事業完了後、地域活動交付金実績報告書を提出するとともに、活動の様子を報告していただきます。（掲示用の報告用紙は2月に事務局から送付されます。）

7. 応募方法

下記の書類を鳳来中部自治振興事務所へ提出してください。適切な必要書類が期限までに備わっている必要があります。

地域活動交付金の申請をお考えの団体は、事前に事務局へ相談していただくと共に、早めに企画書をご提出いただきますようお願いいたします。

必 要 書 類　　**令和9年度分の申請から提出書類等が大きく変わります！**

指定様式
- ① 企画書
- ② 事業計画書
- ③ 年間活動計画書
- ④ 収支予算書
- ⑤ 申請団体の確認書

- ⑥団体の活動内容が分かる書類（規約、会則等）
- ⑦構成員名簿（行政区・地縁団体を除く）
- ⑧見積書
- ⑨他人の財産を使用する場合は承諾書
- ⑩その他事業に応じて指示する書類

申請書様式の①～⑤は、鳳来中部自治振興事務所にてお渡しします。また新城市ホームページからも取り出すことができます。

https://www.city.shinshiro.lg.jp　　鳳来中部地域自治区　検索



鳳来中部地域活動交付金の活用事例

長篠こども園おひさまクラブ（R7年度）

人形劇団『むすび座』の公演を行い、日常では味わうことのできない体験をすることができた。

また、園庭内の花壇整備および卒園式会場の装飾などを行い、普段の園生活の中で、身近に植物と触れ合うきっかけを作ることができた。



乗本万灯の麦を作る会（R7年度）

本久地区で行われている愛知県無形民俗文化財である乗本万灯の万灯で使用する麦を扱う農家の減少などにより、年々麦の調達が困難となっていることから区民の有志で試験的に麦作りを行うため、必要な材料や道具を調達した。また、活動のPR として育った麦の麦芽を使ったクラフトビールを制作し、地域のイベントで配布した。



鳳来中部防災・減災実行委員会（R5年度）

災害時に役立つ情報やアイテムを提供して自助、共助を育む活動の取っ掛りとして防災大作戦、防災フェスタといった防災のイベントを開催した。防災大作戦には家族での参加者も多く、楽しく防災・減災を学ぶことができた。



長篠城ボランティアガイドの会（R4年度）

長篠城址でのガイド活動や、現地ガイドによる視察研修会を行いました。コロナ禍でも長篠城址への来訪者は多く、大勢の方に喜ばれた。また、鳳来中部小学校5年生の「ちびっこガイド」に向けた学習をお手伝いしました。場数を踏むことでガイド技術の向上にも役立った。



←地域活動交付金の詳細は
ホームページで確認してね
鳳来中部地域自治区 HP

地域活動交付金で
まちづくりに参加しよう!!

